

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 29 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

| テーマ                                      | 指摘<br>件数 | 措置状況     |          |         | 意見<br>件数 | 措置状況     |          |         |
|--|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|---------|
|  |          | 措置<br>済み | 今回<br>措置 | 未<br>措置 |          | 措置<br>済み | 今回<br>措置 | 未<br>措置 |
| 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について | 11       | 11       | —        | —       | 49       | 47       | —        | 2       |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|   | 指摘事項等の内容   | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等   | 担当課所                         |
|---|--|------|-----|----------|-----|--|------------------------------|
|   |  | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |  |                              |
|   |  | 11   | 49  | 58       | 2   |  |                              |
| 1 | <p>ラーク・ハイツ管理運営委託費</p> <p>【①自立促進に向けての取組について】</p> <p>経済的困窮が自立への阻害要因とならないよう、入所者の経済的自立に向けた支援のより一層の強化が望まれる。適時・適切に在所者への必要な支援を行えるよう、個別の支援計画を情報共有し、モニタリングを行うなど、的確な指導を行うことによって、指定管理者との連携をより深め、自立・生活意欲の向上に向けた支援体制の強化を図るべき。</p>                         |      | ○   | ○        |     | <p>指定管理者が、毎月県に提出する入所者名簿に、入所者の就労支援に向けた具体的な取組を記載し、指定管理者との情報共有を進めることにより、入所者の自立・生活意欲の向上に向けた支援体制の強化を図った。</p>  | <p>青少年家庭課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 2 | <p>児童扶養手当給付費</p> <p>【①児童扶養手当過払い金返還金の管理について】</p> <p>児童扶養手当過払い金返還金に係る未収債権の回収に向けて、債務者に対する返済意思等の確認及び請求が行われていない。返還金に係る未収債権は、安易に消滅時効にかからせて請求権を失うようなことがあってはならず、可能な限り回収を図るべき。また、回収不能と見込まれる債権については、今後の処理方法を検討すべき。</p>                                 | ○    |     | ○        |     | <p>平成29年度中から債務者の現況確認を実施し、住所等が把握できた者に対しては、返還金に係る未収債権の請求を行った。<br/>引き続き、住所が変更された債務者の確認等を行い、請求等を実施していく。<br/>時効が確認された債権については、平成29年度末に不納欠損の手続を行った。</p> | <p>青少年家庭課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 3 | <p>保育サービス支援事業費</p> <p>【①産休等代替職員任用承認申請事務について】</p> <p>産休等代替職員任用承認申請事務において正確な事務処理が行われるよう、記載及び授受に関する要領を整備・運用すべき。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>関係要領の整備、市町村担当者への事務処理適正化の徹底などを行っていくことを予定していたが、これまでの事業実績を踏まえ、平成29年度をもって当該事業を廃止することとした。</p>  | <p>子ども未来課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 4 | <p>【②民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付申請書の内容の誤りについて】</p> <p>一部の自治体で、表計算ソフトの入力を誤ったためその申請書の内容に誤りがあったが、受付時の内容確認においてその誤りが看過されていた。表計算ソフト等利用による特有のリスクに対処すべく、その利用に即したより適切な事務処理の方法を検討すべき。</p>  |      | ○   | ○        |     | <p>市町村に対する注意喚起や、様式の内容の理解を促進するための文書を出すことにより、適正な事務処理を図ることとした。</p>  | <p>子ども未来課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 5 | <p>児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費</p> <p>【①貸付計画の承認について】</p> <p>補助金交付額は、補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。貸付計画は、制度の対象者全員に貸付をすることを前提に作成されているが、実際は貸付の申込者は少数だった。制度対象期間の3年間では使用されない補助金が多額に出てくるのが想定される。今後、同様の貸付制度が行われる際には、県は貸付計画の審査者として、計画の合理性について詳細に検討することを望む。</p> |      | ○   | ○        |     | <p>今後、類似の制度が創設された場合は、所要額を十分精査した上で、貸付計画を策定し、財政当局と予算調整を行っていくこととした。</p>   | <p>青少年家庭課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 6 | <p>【②資金の確認について】</p> <p>多額の資金が県社会福祉協議会の預金口座で管理されているため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も提出してもらうことを検討すべき。</p>  |      | ○   | ○        |     | <p>資金の管理状況についての確認を行うとともに、事業実績報告書提出時に事業実施主体である県社会福祉協議会から、金融機関の残高証明書の提出を求めることとした。</p>  | <p>青少年家庭課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容   | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等  | 担当課所                         |
|----|--|------|-----|----------|-----|---|------------------------------|
|    |  | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |   |                              |
|    |  | 11   | 49  | 58       | 2   |   |                              |
| 7  | <p>子育て人材確保強化推進事業費</p> <p>【①事業の効果について】<br/>無料職業紹介事業での就職斡旋件数、就職相談会の参加者数が少なく、事業の効果が十分であったか疑問が残る。子育て人材支援センターの運営を委託している県社会福祉協議会と連携し、事業の目的である「保育士、幼稚園教諭及び子育て支援員など必要な人材の確保」を達するため、より良い事業の模索を望む。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>子育て人材支援センターについては、同じく県社会福祉協議会において設置している福祉人材センターに統合の上、引き続き求人・求職のマッチング等を実施している。</p> <p>これに加え、保育士確保をさらに強化するため、民間のノウハウを活用し、潜在保育士への情報提供、復職時研修等をパッケージ化した、いばらき保育人材バンクを平成30年度から設置・運営している。</p> | <p>子ども未来課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 8  | <p>保育士修学資金等貸付費</p> <p>【①貸付計画承認申請書の内容の不整合について】<br/>県社会福祉協議会から提出された貸付計画承認申請に係る貸付計画書に内容の不整合があったにもかかわらず、所管課で看過し承認している。貸付計画承認申請については、形式的・実質的な観点から、その内容における問題の有無を把握し、安易に承認することなく、適正な業務が遂行されるよう指導すべき。</p>                                       | ○    |     | ○        |     | <p>貸付計画の承認に当たっては、県社会福祉協議会と事前協議を実施するとともに、決裁過程においては、複数の担当職員により内容の確認を行うなど、厳密な審査を徹底することとした。</p>   | <p>子ども未来課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 9  | <p>【②貸付計画の承認について】<br/>補助金交付額は、補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。貸付計画は、制度の対象者全員に貸付をすることを前提に作成されており、制度対象期間の3年間では使用されない補助金が多額に出ることが想定される。今後、同様の貸付制度が行われる際には、県は貸付計画の審査者として、計画の合理性について詳細に検討することを望む。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>今後、類似の制度が創設された場合は、所要額を十分精査した上で、貸付計画を策定し、財政当局と予算調整を行っていくこととした。</p>  | <p>子ども未来課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 10 | <p>【③資金の確認について】<br/>多額の資金が県社会福祉協議会の預金口座で管理されているため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も提出してもらうことを検討すべき。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>茨城県保育士修学資金等貸付事業補助金交付要項を改正し、実績報告に当たって、金融機関の残高証明の提出を求めることとした。なお、平成30年度の実績報告の際、県社会福祉協議会から残高証明の提出がなされ、資金が適切に管理されていることを確認している。</p>  | <p>子ども未来課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 11 | <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付費</p> <p>【①貸付計画の承認について】<br/>補助金交付額は、補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。貸付計画は、制度の対象者全員に貸付をすることを前提に作成されているが、実際は貸付の申込者は少数だった。制度対象期間の3年間では使用されない補助金が多額に出ることが想定される。今後、同様の貸付制度が行われる際には、県は貸付計画の審査者として、計画の合理性について詳細に検討することを望む。</p> |      | ○   | ○        |     | <p>今後、類似の制度が創設された場合は、所要額を十分精査した上で、貸付計画を策定し、財政当局と予算調整を行っていくこととした。</p>  | <p>青少年家庭課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |
| 12 | <p>【②資金の確認について】<br/>多額の資金が県母子寡婦福祉連合会の預金口座で管理されているため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も提出してもらうことを検討すべき。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>資金の管理状況についての確認を行うとともに、事業実績報告書提出時に事業実施主体である県母子寡婦福祉連合会から、金融機関の残高証明書の提出を求めることとした。</p>   | <p>青少年家庭課<br/>(旧：子ども家庭課)</p> |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容  | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等  | 担当課所                 |
|----|---|------|-----|----------|-----|---|----------------------|
|    |   | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |   |                      |
|    |   | 11   | 49  | 58       | 2   |   |                      |
| 13 | <p>児童相談所運営費<br/>【①児童相談所体制強化の対応について】<br/>今後の児童相談所の体制強化のため、雇用形態、条件を考慮した専門職の適切な採用計画の検討を望む。</p>   |      | ○   | ○        |     | 児童相談所の運営に関わる関係部署において、児童虐待の増加、複雑化等に対応した適切な人員配置の検討を行い、人事当局と調整していくこととした。   | 青少年家庭課<br>(旧：子ども家庭課) |
| 14 | <p>地域子育て支援事業費<br/>【①交付金書類の確認について】<br/>県は市町村から提出された申請書及び実績報告書の審査を行い、適正と認められたときは取りまとめた上で国に提出するが、国は、確認の結果、利用者支援等事業と併せ15市町村分の交付金申請書の修正報告・依頼を県に行った。県は交付金関係書類の確認体制を再検討し、効果的、効率的な業務遂行の模索を望む。</p> |      | ○   | ○        |     | 市町村、県、国における事務処理に係るフローやスケジュールなどを共有し、それぞれの役割を明確化することにより、適切な事務処理を行うこととした。  | 子ども未来課<br>(旧：子ども家庭課) |
| 15 | <p>利用者支援等事業費<br/>【①交付金書類の確認について】<br/>県は市町村から提出された申請書及び実績報告書の審査を行い、適正と認められたときは取りまとめた上で国に提出するが、国は、確認の結果、地域子育て支援事業と併せ15市町村分の交付金申請書の修正報告・依頼を県に行った。県は交付金関係書類の確認体制を再検討し、効果的、効率的な業務遂行の模索を望む。</p> |      | ○   | ○        |     | 市町村、県、国における事務処理に係るフローやスケジュールなどを共有し、それぞれの役割を明確化することにより、適切な事務処理を行うこととした。  | 子ども未来課<br>(旧：子ども家庭課) |
| 16 | <p>多子世帯保育料軽減事業費<br/>【①事業の効果測定について】<br/>事業の効果がどの程度あり、県全体の子育て環境にどの程度貢献しているか把握するとともに、現状の事業・方法でよいのか再検討し、少子化対策として効果的・効率的な事業を模索することを望む。</p>   |      | ○   | ○        |     | 「日本一子どもを産み育てたい県」を目指す本県の姿勢を示すとともに、第2子を持つ親が更に3人目以降を産み育てようとする県民の機運醸成を図るため、平成31年度から全市町村において幼児教育・保育無償化の対象とならない3歳未満児で第3子以降の所得制限を撤廃して無償化することとした。 | 子ども未来課<br>(旧：子ども家庭課) |
| 17 | <p>放課後児童クラブ整備費<br/>【①協議を行う施設の公表について】<br/>「子ども・子育て支援整備交付金（うち放課後児童クラブ分）」では、国の通知文で、協議を行う施設について公表することとしているが、公表していなかったため、国の通知文に沿って事務を遂行する必要がある。</p>  |      | ○   | ○        |     | 今後は国の通知文に定められているとおり、協議を行う施設を「いばらき結婚・子育てポータルサイト」を活用し、公表していくこととした。  | 少子化対策課<br>(旧：子ども家庭課) |
| 18 | <p>【②検査調書について】<br/>検査調書に、検査実施者の記載がなく、確認事項欄のチェック項目の記載漏れもあった。検査調書の様式を改善するとともに、確認事項欄の記載の徹底が必要。</p>   |      | ○   | ○        |     | 検査調書の様式を修正し、検査実施者名の記入欄を新たに設けるとともに、検査実施の際、検査調書にチェック項目の記載漏れないよう職員間において確認を徹底することとした。   | 少子化対策課<br>(旧：子ども家庭課) |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容   | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等  | 担当課所   |
|----|--|------|-----|----------|-----|---|--------|
|    |  | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |   |        |
|    |  | 11   | 49  | 58       | 2   |   |        |
| 19 | <p>県立児童センター指定管理業務委託費</p> <p>【①固定資産の管理について】</p> <p>全体の約4割に及ぶ備品が使用不可能と判断されながらも、対処されることなく放置されている。事業の用に供されない売却・買い替え対象となる資産は、随時適切にその存在を把握するとともに、売却・必要に応じて買い替え等を行い、利用者にとって安全に施設を利用できるよう、適切な固定資産の管理を行うべき。</p>                                 | ○    |     | ○        |     | 平成29年度から、適切に売却・買換えを行うよう改めた。   | 少子化対策課 |
| 20 | <p>【②指定管理者選定委員会の書面審査について】</p> <p>指定管理者選定委員会は、合議で行われるべきであり、特に県側の日程上の都合という理由だけで安易に書面審査が行われるべきではない。</p>   |      | ○   | ○        |     | 次回以降の指定管理者の公募においては、原則として合議で行うよう指定管理者選定委員会設置要項の規定を改めることとした。  | 少子化対策課 |
| 21 | <p>【③指定管理者選定委員会委員の選任手続について】</p> <p>要項の規定にも関わらず、誤った解釈に基づき手続を進めようとしたことは問題である。選定手続において公募不調になったときの委員の選任手続の要否について明文化し、指定管理者選定委員会の正当性に疑念を抱かせることのないよう要項を見直すべき。</p>  |      | ○   | ○        |     | 次回以降の指定管理者の公募においては、公募不調になった場合の委員の選任について指定管理者選定委員会設置要項の規定を設けることとした。  | 少子化対策課 |
| 22 | <p>【④施設利用者数の増加に向けた取組について】</p> <p>施設の安定的運営のためには、利用者数の増加が喫緊の課題である。利用項目ごとの増減要因の分析、利用実績のない市町村への働きかけの方法等に関し、こどもの城運営委員会の意見を踏まえ、十分に検討し実行に移すことにより利用者数の増加をより一層図るべき。</p>   |      | ○   |          | ○   | 同施設を含めた県有の体験学習施設については、施設利用者数の増加を図る上で全体の児童数の減少や施設の老朽化といった課題があるため、平成30年度から「体験学習施設の在り方検討会」を設置し、利用者確保の方策等を含め総合的に検討しているところである。 | 少子化対策課 |
| 23 | <p>妊娠・出産サポート体制整備事業費</p> <p>【①委託機関の選定について】</p> <p>委託機関の選定については、適正性評価の頻度を増やすとともに、その適正性評価に当たり、従来の観点に加え、特に潜在的相談者への周知方法、相談手段の改善など適正性評価時点の諸課題への対応力といった観点からの評価も求められる。他の自治体の例も参考にしながら、プロポーザル方式も念頭に入れ、事業目的遂行に最も適正な委託機関が選定されるよう選定手続きの再検討が必要。</p> |      | ○   | ○        |     | 委託機関の選定に当たっては、事業遂行目的に最も適正な機関が選定されるようプロポーザル方式を取り入れたところである。   | 少子化対策課 |
| 24 | <p>【②ブレババ・パパ応援情報発信事業の活性化について】</p> <p>ブログ発信者の意見を踏まえ、ブログ回数そのものを増やすことやブログ読者の意見を参考にブログの内容においても特色のある魅力的なブログ発信を心掛けることにより、より多くの男性読者を獲得し、育児分担への意識付けを行えるよう事業の活性化を図るべき。</p>  |      | ○   | ○        |     | 受託事業者と調整し、ブロガーを5人から11人に増員して、ブログの更新頻度を上げるとともに、ブログの内容についても見直し、育児分担に関する情報の重点的な発信により、男性読者のより多くの獲得に努めている。                      | 少子化対策課 |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容  | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等   | 担当課所                    |
|----|---|------|-----|----------|-----|--|-------------------------|
|    |   | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |  |                         |
|    |   | 11   | 49  | 58       | 2   |  |                         |
| 25 | <p>乳幼児視聴覚療育支援事業費</p> <p>【①契約書、仕様書の不備について】</p> <p>契約書では、委託額を算定する際に、事業計画書に定める経費から「委託事業の実施により生じた収入額」を控除するとされているが、実績報告書では、当該収入額に仕様書で定められた委託事業以外の「一般に対する視覚の精密検査」及び「一般及び乳幼児以外の聴覚の精密検査」が含まれており、これらの金額を含めて控除していた。契約書、仕様書は委託事業の業務内容、金額、責任等の業務の根幹を決定するものであり、適切に作成すべき。</p> | ○    |     | ○        |     | 契約書、仕様書には、委託事業の業務内容、金額、責任等を明記して作成するよう見直しを行った。  | 少子化対策課                  |
| 26 | <p>【②見積書、事業計画書の確認について】</p> <p>事業計画書で、視覚の検診計画人員及び聴覚の精密検査・療育指導計画人員が前年度計画の人数と同じになっていた。また、実績報告書で、計画人数と実績人数に乖離があった。事業から生じる検診収入見込額が委託金額決定に影響を与えるため、使用する計画数値はできる限りの情報を加味した上で合理的に算定する必要がある。見積書及び事業計画書を検討する際は、できる限りの情報を把握した上で合理的な見積りが行われているか留意すべき。</p>                   |      | ○   | ○        |     | <p>平成30年度以降の計画人員については、過去の実施人数の推移に加え、初受診者数や継続受診者数の割合、市町村別の受診者数など、できる限りの情報を把握した上で積算しており、合理的に算定したものであることを確認している。</p> <p>なお、今後、計画人員と実績に大きな乖離が生じた場合には、必要な見直しを行うこととしている。</p> | 少子化対策課                  |
| 27 | <p>【③実績報告書の不備について】</p> <p>受託者から提出された実績報告書の受託費収支明細書の福利厚生費に、仕様書で定めた人員以外の福利厚生費が含まれていた。実績報告書は委託事業が適切に行われているか確認する重要なものであり、県は実績報告書を精査すべき。</p>   | ○    |     | ○        |     | 平成28年度の福利厚生費については、仕様書で定めた人員以外の福利厚生費が計上されていたが、平成29年度の実績報告書は適切に行われていることを確認した。今後も仕様書に沿った実績報告書の精査を徹底していく。  | 少子化対策課                  |
| 28 | <p>地域リハビリテーション総合支援事業費</p> <p>【①分担事務を明確にしない非常勤嘱託員の雇用について】</p> <p>県支援センターの非常勤嘱託員の職務内容等を明記した事業実施要項等が存在せず、事業主管課が主体的に業務を把握し、結果を評価できる状態になっていないので、当該職員の職務内容を明記した事業実施要項等を作成する必要がある。例えば、業務計画書の提出や業務実施報告書の提出を求める条項を記載することが考えられる。</p>                                      |      | ○   | ○        |     | 平成30年度から、地域リハビリテーション総合支援事業実施要項に非常勤嘱託員の配置及び職務内容を規定した条文を追加することとした。   | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |
| 29 | <p>茨城型地域包括ケアシステム推進事業費</p> <p>【①機器整備事業に関する目標設定について】</p> <p>計画性のない実績見合いの目標設定ではなく、適切な在宅医療サービスの提供が可能となるよう、必要なサービス量を踏まえた機器整備数の目標を設定することが望まれる。</p>  |      | ○   | ○        |     | 訪問看護ステーション等の新規開設等の促進を図るため、第7次茨城県保健医療計画において、その設置数を全国平均値とした目標値を規定している。   | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容  | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等   | 担当課所                    |
|----|---|------|-----|----------|-----|--|-------------------------|
|    |   | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |  |                         |
|    |   | 11   | 49  | 58       | 2   |  |                         |
| 30 | <p>【②機器整備事業の補助実績について】<br/>在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業は、本県の在宅療養を支える事業所数が436事業所であるのに対し、平成28年度の補助実績が13事業所にとどまっている。本事業の利用数の低い原因を分析の上、本事業の必要性を検討し、適切な対策を講じられたい。</p>   |      | ○   | ○        |     | 第7次茨城県保健医療計画に規定する在宅医療提供体制構築に係る目標値の達成に向け、訪問看護ステーション等の新規開設などへの支援を行っている。                              | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |
| 31 | <p>医療・介護連携推進人材養成事業費<br/>【①委託料精算書様式について】<br/>事業実施報告書(様式第2号)において、添付すべき委託料精算書については、3つの事業内容別の書類とされているが、提出されたものは本事業全体での委託料精算書となっていた。委託料精算書を事業内容別に分かつことで、事業内容別で提出された事業実施計画書に添付された事業予算との対応関係が明らかとなり、また、細分化されることで検証精度の向上に資することから、委託契約書に従い、事業内容別の委託料精算書を入手することが必要。</p> | ○    |     | ○        |     | 事業の検証精度の向上を図るため、平成29年度分から、事業内容別の委託料精算書を実績報告書に添付することとした。  | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |
| 32 | <p>日常生活自立支援事業助成費<br/>社会福祉協議会(No.58)を参照。</p>   |      |     |          |     | 基幹的社協が茨城県社会福祉協議会に報告すべき相談援助件数の定義を明確にして、その数を集計するよう茨城県社会福祉協議会に働きかけた。                                  | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |
| 33 | <p>やさしさのまち「桜の郷」整備事業費<br/>【①随意契約における追加工事について】<br/>当初の予定価格は基準額を下回っていたが、追加工事を含めると基準額を超えた場合、当初から判明していたならば財務規則の逸脱となる。予定価格の決定要素である当初見積金額は適正に算定されるよう慎重に行う必要がある。</p>  |      | ○   | ○        |     | 当該意見を踏まえ、当初見積金額の算定に当たっては、現場の状況を十分に調査・把握し、より慎重にかつ適正に実施している。   | 土地販売推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 34 | <p>茨城わくわくセンター運営費<br/>社会福祉協議会(No.57)を参照。</p>   |      |     |          |     | 会計伝票の根拠資料については、経理規程に基づき適切に作成し、保管するよう指導した。  | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 35 | <p>老人クラブ活動等事業費<br/>【①事業評価のための目標設定について】<br/>県としての当面の目標としては、減少要因のうち、後継者不足による解散の数を減らすことを目標とすることが考えられる。なお、会員数が増加している市町村もあるので、増加の要因を把握の上、老人クラブの解散数を減らし、会員数を維持増加できるように会員増加策を共有するなどされたい。</p>   |      | ○   | ○        |     | 県老人クラブ連合会と連携し、若手高齢者による組織化を支援するなど後継者不足による解散を減らしていくとともに、会員数が増加している市町村の要因を把握するなど、会員数の増加に取り組んでいくこととした。 | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容  | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等  | 担当課所                    |
|----|---|------|-----|----------|-----|---|-------------------------|
|    |   | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |   |                         |
|    |   | 11   | 49  | 58       | 2   |   |                         |
| 36 | <p>高齢者自身の取組み支援事業費<br/>【収支決算書の内訳について】<br/>実績報告は収支計算書により行うこととされ、様式ではそれぞれの科目や経費区分についての内訳を記載することとなっているが、すべての内訳欄が空欄となっていた。県は、検証実効性を確保するために委託先の県社会福協議会に対し、収支決算書様式に従い内訳を記載するよう指導する必要がある。</p> | ○    |     | ○        |     | 平成29年度の実績報告から、実績報告書の収支決算書様式に内訳を記載することを徹底した。   | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 37 | <p>地域支援事業交付金<br/>【①実施報告書について】<br/>実績報告の様式の実施報告書では、地域包括支援センターの設置数、委託先数、職種別の職員数を報告することとしているが、サービス提供に係る指標を実施報告書の項目に追加することを検討すべき。</p>   |      | ○   | ○        |     | 定期的な状況把握が可能となるよう、サービス提供に係る実績を記載する様式を実績報告書の様式に追加している。  | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |
| 38 | <p>認知症疾患医療センター基盤強化事業費<br/>【①地域における認知症患者の医療・福祉の一層の充実について】<br/>高齢化が進展する状況において、今後も地域の医療・福祉を支える役割を果たすために、地域型認知症疾患医療センターの計画的な整備の推進が望まれる。</p>   |      | ○   | ○        |     | 平成29年9月までに、計画どおり、県内全医療圏（基幹型1、地域型12）に認知症疾患医療センターを指定した。今後は、早期診断・早期対応を軸とする医療から福祉への循環型の仕組みを構築することで、認知症の容態の変化に応じた適時・適切に切れ目なくサービスが提供できる仕組みを構築していくこととした。 | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |
| 39 | <p>軽費老人ホーム事務費<br/>【①本人徴収額の確認について】<br/>本人徴収額については、その金額の正確性、集計の網羅性を確認するために、複式簿記により作成された決算書における収入額と照合することが望ましい。決算書で表示された金額と直接照合できない場合には、内訳資料を入手する等、実績報告資料の入手において適切な工夫をすることが望まれる。</p>     |      | ○   | ○        |     | 平成29年度の実績報告から、本人徴収額について、決算書で表示された金額と直接照合できない場合には、内訳資料を入手する等の方法により、本人徴収額と決算書の金額を照合した。  | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 40 | <p>【②軽費老人ホームに関する情報提供について】<br/>入所希望者が介護サービスの有無を含めて施設の比較検討をしようとする場合には、一覧表の中で特定施設入居者生活介護の指定に関する情報も記載されていた方が情報を利用しやすい。入所希望者にとって分かりやすい情報提供となるよう工夫が望まれる。</p>                                |      | ○   | ○        |     | ホームページの軽費老人ホームに関する情報提供については、特定施設入居者生活介護の指定について明記した。今後とも、入所希望者にとって分かりやすい情報提供となるよう努めていくこととした。   | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 41 | <p>老人福祉施設整備費<br/>【①出来高払いにおける検査確認について】<br/>出来高の確認は慎重に行うべきと考える。現在使用されているマニュアルでは書面による確認を義務付けてはいないが、正確を期するためにも、聞き取りではなく、監理技術者が作成した工程表に出来高率を記載の上、記載された情報によって出来高を確認する方法に統一することが望ましい。</p>    |      | ○   | ○        |     | 平成29年度の出来高払から、年度末の現地調査において確認するとともに、全ての事業者から出来高率を記載した工程表の提出を受け、出来高を確認することとした。  | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |



平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容   | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等  | 担当課所                    |
|----|--|------|-----|----------|-----|---|-------------------------|
|    |  | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |   |                         |
|    |  | 11   | 49  | 58       | 2   |   |                         |
| 42 | <p>【②老人福祉施設整備方針について】</p> <p>補助金交付先選定における公平性を確保する観点から、施設種類ごとの優先順位の考え方については、常にその妥当性が点検できるよう、現在のニーズ、将来の需要動向について、十分な情報収集が行われていることが望まれる。</p>  |      | ○   | ○        |     | <p>老人福祉施設整備方針は、いばらき高齢者プラン21に基づき策定している。プランの策定に当たっては、施設種類ごとの必要整備数を把握するため、各施設の利用ニーズなどについて市町村に対してヒアリングを実施している。今後とも、施設の利用状況や入所待機者数の把握などを行うことにより情報収集に努めていくこととした。</p>      | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 43 | <p>介護保険事業者等指導費</p> <p>【①監査結果を整理・活用した業務連携について】</p> <p>介護保険法に基づく監査と実地指導では担当部署が異なることから、情報を共有しやすいよう整理することは双方の連携にとって有用。監査対象の事業所が増加を続ける中、再発防止や同様の案件の未然防止に役立てる観点から、監査結果を一覧化した詳細な整理を行い、活用することで実地指導の所管部署である福祉指導室と今まで以上に情報を共有し、より一層連携を図ることが望まれる。</p> |      | ○   | ○        |     | <p>福祉監査室とは、実地指導結果の決裁合議を受けたり、改善指導事項などを次年度の集団指導の際に活用するなど、介護事業者の適切な事業運営に向けて、相互に連携して指導監査を行っている。今後は、当該意見を踏まえ、監査結果を一覧化した詳細な整理を行うなど、より一層の情報共有を図っていくこととした。</p>              | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 44 | <p>【②エラー補正完了の確認について】</p> <p>エラーリストを確認したところ、エラーの補正に係る県の事務処理について、月次単位で全て完了できているか、リスト上の記録から明確には分からなかった。万一の県に起因する介護報酬の支払遅延を防止するために、介護報酬請求の審査を行う国保連と協力体制にある県との間で、エラー補正の完了が確実になされたか相互に確認することが望まれる。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>介護報酬請求に係る毎月のエラー補正については、国保連担当者と随時連絡をとって対応しており、補正作業の完了はこれまで口頭での連絡のみとなっていた。これまで実務面での問題は生じていないが、より確実に期すよう、今後は、メール又はファックスなど、書面で補正作業完了を、国保連と相互で確認できるよう対応していくこととした。</p> | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 45 | <p>【③システムの普及推進による事業所情報の精度管理について】</p> <p>業務の効率化や費用対効果も考慮しつつデータの精度管理向上を図っていく必要があり、早急に全市町村における共通システムの普及を進めて行くことが望まれる。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>県としては、未導入の市町村に対し、導入した際のメリット等を伝え、早期導入を促していくこととした。</p>   | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)    |
| 46 | <p>介護給付費負担金</p> <p>【①見積の精度向上について】</p> <p>当初見積りは、国の計算式に基づいて全国一律に行われるが、当初交付申請時と変更交付申請時に市町村側の意見により金額修正を行う機会がある。全国一律の見積りに対して、実績に合わせた見直しが適切に行われているかを再度検討すべき。</p>  |      | ○   | ○        |     | <p>見積額については、国が示した計算式で算定が行われているが、変更交付申請時に市町村の意見による金額修正を行う機会が設けられているため、国が示した計算式とは別に直近の実績を使用するなどして算定を精査し、乖離を少なくするよう市町村に指導・助言を平成30年度から実施している。</p>                       | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課) |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容   | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等  | 担当課所                          |
|----|--|------|-----|----------|-----|---|-------------------------------|
|    |  | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |   |                               |
|    |  | 11   | 49  | 58       | 2   |   |                               |
| 47 | <p>介護保険財政安定化基金積立金<br/>【①市町村における準備基金の取り崩し一部未了に対する指導について】</p> <p>各市町村で、介護給付費準備基金をすべて取り崩さずに残しているケースがある。第6期計画策定時における準備基金の取扱いに関する厚生労働省の見解は、「保険料軽減に影響しない程度の残金を除き、基本すべて取り崩すよう指導してほしい。」というものであり、県は、この見解を受け、市町村に対し、保険料軽減に影響しない程度の残金を除きすべて取り崩すよう、また、すべての取り崩しが困難な市町村については、最低でも7割程度取り崩すよう指導している。準備基金をすべて取り崩さず残している状態については、県が市町村の個別の状況を踏まえ適切に指導すべき。</p> |      | ○   | ○        |     | <p>第7期の保険料設定に当たり、適切な準備金の取崩しがなされるよう市町村に指導・助言を行った結果、多額の準備基金を残し保険料が上がったところはなかった。引き続き、適切な準備基金の取崩しがなされるよう指導・助言を行っていくこととした。</p>                     | 健康・地域ケア推進課<br>(旧：長寿福祉課)       |
| 48 | <p>地域密着型老人福祉施設整備推進事業費<br/>【①地域密着型老人福祉施設の整備推進について】</p> <p>平成28年度においては、人材不足等が制約となり、計画どおりに施設整備が進まない事態が発生している。高齢者が住み慣れた地域の中で24時間安心して生活できる体制を創るという観点から、地域密着型老人福祉施設等の着実な整備が望まれる。</p> <p>今後も、人材確保への効果を見ながら、実効性のある介護人材確保対策に取り組むことが望まれる。</p>  |      | ○   | ○        |     | <p>地域密着型老人福祉施設の整備が計画どおりに進まない理由は、人材不足に限らず、規模が小さいため採算をとるのが難しいなど複合的であるが、介護人材の確保については、事業効果を検証しながら、介護分野への参入促進、職員の資質の向上、定着などの対策を総合的に講じていくこととした。</p> | 長寿福祉推進課<br>(旧：長寿福祉課)<br>福祉指導課 |
| 49 | <p>社会福祉法人・施設等の検査等<br/>【①指摘事項に対する根拠資料について】</p> <p>一般検査に係る検査調書で、指摘事項となった事実について検査員による調査結果がメモ書きで残されているのみのものであり、その記述も簡単に記載があるのみで、事実の追跡が困難であるといわざるを得ない。検査対象の責任者に対する質問手続を中心に行われる検査にあつては、指摘内容に対する事実認定が重要。当該事実認定は、できる限り客観性を確保することが望ましい。さらに、指摘事項は次回検査時の改善状況の確認対象となっていることから、次回検査員に十分に引き継がれる必要がある。</p>   |      | ○   | ○        |     | <p>職員研修会等において、指摘事項に関する事実確認の根拠資料や具体的な記載の徹底等を図った。これにより、次回検査時に前回指摘事項に係る改善状況について効率的に確認できることとした。</p>   | 福祉指導課                         |
| 50 | <p>茨城県社会福祉協議会運営支援費<br/>【①人件費補助額について】</p> <p>運営費補助金交付要項では、補助対象人件費について、その年度内に給与改定があっても補助対象に含めないと定めているが、平成28年度中の給与改定について補助対象として支払っていた。年度内の給与改定を補助対象に含めるのであれば、交付要項の改正が必要。</p>  | ○    |     | ○        |     | <p>年度内の給与改定に係る人件費についても、補助対象に含めることができるよう運営費補助金交付要項を改正した。</p>   | 福祉指導課                         |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容   | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等  | 担当課所  |
|----|--|------|-----|----------|-----|---|-------|
|    |  | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |   |       |
|    |  | 11   | 49  | 58       | 2   |   |       |
| 51 | <p>介護福祉士修学資金貸付費</p> <p>【①貸付計画の承認について】</p> <p>補助金交付額は、補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。貸付計画は、制度の対象者全員に貸付をすることを前提に作成されているが、実際は貸付の申込者は少数だった。制度対象期間の3年間では使用されない補助金が多額に出てくるのが想定される。県は貸付計画の審査者として、計画の合理性について詳細に検討することを望む。</p> |      | ○   | ○        |     | <p>県社会福祉協議会から提出される貸付計画の合理性について確認し、適正な補助金交付額を決定することとした。</p>  | 福祉指導課 |
| 52 | <p>【②資金の確認について】</p> <p>多額の資金が県社会福祉協議会の預金口座で管理されているため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も提出してもらうことを検討すべき。</p>  |      | ○   | ○        |     | <p>実績報告書提出時において、残高証明書を提出するよう求めるなど、適切な資金管理を行うよう改めた。</p>  | 福祉指導課 |
| 53 | <p>福祉人材センター運営事業費</p> <p>【①調査研究の充実について】</p> <p>アンケートによる調査は、福祉人材センターの認識度や経験年数、所持資格等の質問に選択式で回答してもらい、その結果を分類・集計するものであった。厳しさを増す人材確保に対応するためには、現場の生の声を拾い上げ、諸施策の効果測定や改善につなげるようさらなる調査研究の充実が望まれる。</p>                        |      | ○   | ○        |     | <p>現場での課題や問題点など今後の施策に繋がるようなアンケート項目に見直し、福祉人材の確保や職員定着に対応するための結果分析にも注力していくこととした。</p>                               | 福祉指導課 |
| 54 | <p>会館管理運営費</p> <p>【①施設の長寿命化への取組について】</p> <p>個別施設ごとの長寿命化計画を作成し、長寿命化を図ることは、「茨城県公共施設等総合管理計画」で指針が示されている。対象期間は平成27年から20年間とされており、できるだけ早期に作成することが望まれる。</p>  |      | ○   |          | ○   | <p>指定管理者及び関係課と協議を行い、県総合福祉会館に係る長寿命化計画の作成を検討していくこととした。</p>  | 福祉指導課 |
| 55 | <p>福祉人材確保・定着バックアップ事業費</p> <p>【①研修支援制度における条件設定の検討について】</p> <p>研修支援に条件を設定することは、支援を受ける機会の公平性や有効性確保の観点から必要なことと思われるが、過度な条件設定とならないよう十分検討することが望まれる。また、平成27年度に条件の見直しが行われているが、引き続き、見直すべき点がないかどうか条件設定の点検を心掛けられたい。</p>        |      | ○   | ○        |     | <p>「介護職員初任者研修支援事業」について、事業を開始した平成27年度には実績がなかったことから、平成28年度に補助要件を見直した結果、35人に対し補助することができた。引き続き条件設定は点検していくこととした。</p> | 福祉指導課 |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容   | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等   | 担当課所    |
|----|--|------|-----|----------|-----|--|---------|
|    |  | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |  |         |
|    |  | 11   | 49  | 58       | 2   |  |         |
| 56 | <p>介護福祉士修学資金貸付費<br/>【①貸付計画について】</p> <p>補助金交付額は、補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。貸付計画は、制度の対象者全員に貸付をすることを前提に作成されているが、実際は貸付の申込者は少数だった。その結果、事業の実施に必要な資金を上回る補助金を受けた状況となっている。貸付計画は、貸付人数を合理的に見積り策定する必要があるが、制度の対象者全員を対象として人数を見積ることは合理的といえず、問題があった。</p>            |      | ○   | ○        |     | <p>これまでの貸付計画は、国から交付される補助金の額を基に作成したものであったが、県と調整の上、平成30年度からは、貸付人数と金額について、これまでの実績等を踏まえたものに改めた。</p>  | 社会福祉協議会 |
| 57 | <p>茨城わくわくセンター運営費<br/>【①共通費用の配分基準資料について】</p> <p>わくわく事業推進部で使用しているコピー機については、わくわく事業推進部及び福祉人材・研修部のサービス区分で使用していることから、請求額をそれぞれのサービス区分に配分して費用計上しているが、配分計算の算定過程を残しておらず、さらに平成28年12月分のコピー使用枚数に関する証憑がなかった。会計伝票の根拠資料については、経理規程に基づき適切に作成し、保管する必要がある。</p>           | ○    |     | ○        |     | <p>これまでも、一定の配分基準に基づきコピー代を両部に按分していたところであるが、今後はその基準による算定過程を記録として残し、保管することとした。</p> <p>また、コピー枚数に関する証憑については、当該1か月分を除く全月分の証憑を確認したところであるが、今後、全ての資料について適切な保管をするよう徹底した。</p> | 社会福祉協議会 |
| 58 | <p>日常生活自立支援事業助成費<br/>【①相談援助件数について】</p> <p>相談援助件数として報告すべき業務の定義があいまいであるため、基幹的社協ごとに相談援助件数にばらつきがあるとのことだが、相談援助件数の把握は、事業目的の達成状況を測る指標となり、県社会福祉協議会にとって業務委託先である基幹的社協の業務遂行状況の管理に資することから、相談援助件数の定義を明確にし、集計することが望まれる。</p>  |      | ○   | ○        |     | <p>全国社会福祉協議会で示している相談援助件数の定義に加え、分かりやすい解説を示したものを市町村社会福祉協議会に周知したところであり、平成30年6月に開催した会議において徹底した。</p>  | 社会福祉協議会 |
| 59 | <p>児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費<br/>【①貸付計画について】</p> <p>補助金交付額は、補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。貸付計画は、制度の対象者全員に貸付をすることを前提に作成されているが、実際は貸付の申込者は少数だった。その結果として、事業の実施に必要な資金を上回る補助金を受けた状況となっている。貸付計画は、貸付人数を合理的に見積り策定する必要があるが、制度の対象者全員を対象として人数を見積もることは合理的といえず、問題があった。</p> |      | ○   | ○        |     | <p>これまでの貸付計画は、国から交付される補助金の額を基に作成したものであったが、県と調整の上、平成30年度からは、貸付人数と金額について、これまでの実績等を踏まえたものに改めた。</p>  | 社会福祉協議会 |
| 60 | <p>保育士修学資金等貸付費<br/>【①貸付計画承認申請書の内容の不整合について】</p> <p>県へ提出した貸付計画承認申請に係る貸付計画書に内容の不整合があった。計画策定に当たっては、要項等への準拠性の確認、実現可能性に十分検討を加えるべき。</p>   | ○    |     | ○        |     | <p>内容の不整合については、積算ミスによるものであったが、今後はこのようなミスをしないよう、再確認を徹底した。</p> <p>また、これまでの貸付計画は、国から交付される補助金の額を基に作成したものであったが、県と調整の上、平成30年度からは、貸付人数と金額についてこれまでの実績等を踏まえたものに改めた。</p>     | 社会福祉協議会 |

平成29年度包括外部監査結果報告への対応

|    | 指摘事項等の内容  | 監査結果 |     | 対応措置等(※) |     | 指摘事項等に基づく措置等   | 担当課所    |
|----|---|------|-----|----------|-----|--|---------|
|    |   | 指 摘  | 意 見 | 措置済      | 未措置 |  |         |
|    |   | 11   | 49  | 58       | 2   |  |         |
| 61 | <p>【②修学資金等貸付台帳の未整備について】<br/>修学資金等貸付台帳について、要領で求められている項目のうちの一部(返還開始時期、返還済額、免除済額、残債務額)がなかった。貸付件数、金額の増加に対応すべく、要領で求める要件を満たす修学資金等貸付台帳の整備を早急に図るべき。</p>                   | ○    |     | ○        |     | 平成30年3月に、当該年度の事業計画で定めていた「修学資金等貸付管理システム」を導入し、県の要領の規定に適合した貸付台帳を整備した。                       | 社会福祉協議会 |
| 62 | <p>【③貸付計画の実現可能性について】<br/>本事業の貸付実績について、計画との比較である達成率でみると、貸付資金によって大きな差がある。計画自体に無理があったのか、業務遂行に問題があったのか等、多角的に検討を加え、その要因を分析するとともに、改善すべき点を改善し、保育士の確保に向けて努力することが望まれる。</p> |      | ○   | ○        |     | これまでの貸付計画は、国から交付される補助金の額を基に作成したものであったが、県と調整の上、平成30年度からは、貸付人数と金額について、これまでの実績等を踏まえたものに改めた。 | 社会福祉協議会 |
|    |   | 11   | 49  | 58       | 2   |  |         |

※「対応措置等」欄

「措置済」：令和元年末までに措置を講じることができたもの

「未措置」：上記以外